

No	項目		チェック欄									
			YES	該当なし								
1	会計方針の変更注記	会計方針の変更注記の内容を検討したか。										
2	重要な会計方針注記	<p>重要な会計方針の注記の内容を検討したか。</p> <p>【重要な会計方針の注記】</p> <p>以下の内容を注記する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>注記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>企業の主要な事業における主な履行義務の内容</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>重要な会計方針に含まれると判断した内容</td> </tr> </tbody> </table>	No	注記事項	(1)	企業の主要な事業における主な履行義務の内容	(2)	企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）	(3)	重要な会計方針に含まれると判断した内容		
No	注記事項											
(1)	企業の主要な事業における主な履行義務の内容											
(2)	企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）											
(3)	重要な会計方針に含まれると判断した内容											
3	収益認識に関する注記	<p>収益認識に関する注記の開示目的を理解したか。</p> <p>『収益認識に関する注記における開示目的は、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。』</p>										
4	収益認識に関する注記	<p>「収益の分解情報」の注記を検討したか（適用初年度においては比較情報の注記は不要。連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表の注記は不要）。</p> <p>【収益の分解情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当期に認識した顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解して注記する。 ➤ 収益の分解情報と、セグメント注記で各報告セグメントについて開示する売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を注記する。 ➤ 注記の記載方法としては、報告セグメントとの関係がわかるように以下の区分ごとに記載することが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 財又はサービスの種類別 ✓ 地域別 ✓ 市場又は顧客の種類別 ✓ 契約の種類別（固定価格、実費精算契約） ✓ 契約期間別 ✓ 収益の認識時期別 ✓ 販売経路別（直接販売、仲介業者を通じた販売等） ➤ 収益の内容を分解した情報を注記するため、単一セグメントを理由として、注記を省略することはできない。 										
5	収益認識に	「収益を理解するための基礎となる情報」の注記を検討したか										

No	項目	チェック欄													
		YES	該当なし												
	<p>関する注記</p> <p>(適用初年度においては比較情報の注記は不要。連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表では、連結財務諸表の注記を参照可能)。</p> <p>【収益を理解するための基礎となる情報】 以下の内容を注記する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>注記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>契約及び履行義務に関する情報(重要な支払い条件に関する情報を含む)</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>取引価格の算定に関する情報(取引価格を算定する際に用いた見積方法、インプット及び仮定に関する情報)</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>履行義務への配分額の算定に関する情報(取引価格を履行義務に配分する際に用いた見積方法、インプット及び仮定に関する情報)</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>履行義務の充足時点に関する情報(履行義務を充足する通常の時点、一定期間にわたって収益認識する場合のその収益認識方法及び根拠、一時点で収益認識する場合の顧客が支配を獲得する時点を評価するための判断)</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>収益基準の適用における重要な判断</td> </tr> </tbody> </table>	No	注記事項	(1)	契約及び履行義務に関する情報(重要な支払い条件に関する情報を含む)	(2)	取引価格の算定に関する情報(取引価格を算定する際に用いた見積方法、インプット及び仮定に関する情報)	(3)	履行義務への配分額の算定に関する情報(取引価格を履行義務に配分する際に用いた見積方法、インプット及び仮定に関する情報)	(4)	履行義務の充足時点に関する情報(履行義務を充足する通常の時点、一定期間にわたって収益認識する場合のその収益認識方法及び根拠、一時点で収益認識する場合の顧客が支配を獲得する時点を評価するための判断)	(5)	収益基準の適用における重要な判断		
No	注記事項														
(1)	契約及び履行義務に関する情報(重要な支払い条件に関する情報を含む)														
(2)	取引価格の算定に関する情報(取引価格を算定する際に用いた見積方法、インプット及び仮定に関する情報)														
(3)	履行義務への配分額の算定に関する情報(取引価格を履行義務に配分する際に用いた見積方法、インプット及び仮定に関する情報)														
(4)	履行義務の充足時点に関する情報(履行義務を充足する通常の時点、一定期間にわたって収益認識する場合のその収益認識方法及び根拠、一時点で収益認識する場合の顧客が支配を獲得する時点を評価するための判断)														
(5)	収益基準の適用における重要な判断														
6	<p>収益認識に関する注記</p> <p>「当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報」の注記を検討したか(適用初年度においては比較情報の注記は不要。連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表の注記は不要)。</p> <p>【当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報】 以下の内容を注記する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>注記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高(区分して表示していない場合)</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義</td> </tr> </tbody> </table>	No	注記事項	(1)	顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高(区分して表示していない場合)	(2)	当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額	(3)	当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容	(4)	履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明	(5)	過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義		
No	注記事項														
(1)	顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高(区分して表示していない場合)														
(2)	当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額														
(3)	当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容														
(4)	履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明														
(5)	過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義														

No	項目		チェック欄																		
			YES	該当なし																	
			務から、当期に認識した収益（例えば、取引価格の変動）がある場合には、当該金額を注記																		
7	収益認識に関する注記	<p>「残存履行義務に配分した取引価格」の注記を検討したか（適用初年度においては比較情報の注記は不要）。</p> <p>【残存履行義務に配分した取引価格】 既存の契約から翌期以降に記載することが見込まれる収益の金額及び時期を理解できるよう以下の内容を注記する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>注記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>当期末時点で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>上記（1）に従って注記した金額を、企業がいつ収益として認識すると見込んでいるのか、以下のいずれかの方法により注記する。 ① 残存履行義務の残存期間に最も適した期間による定量的情報を使用した方法 ② 定性的情報を使用した方法</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>顧客との契約から受け取る対価の額に取引価格に含まれない変動対価の額等、取引価格に含まれず、結果として上記の注記に含めていないものがある場合には、その旨を注記</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、以下の「いずれか」の条件に該当する場合は、上記の注記は不要である。ただし、追加の注記が必要である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>注記不要の条件</th> <th>追加の注記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である履行義務</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ➤ いずれの条件に該当するか ➤ 履行義務の内容 </td> </tr> <tr> <td>収益指針第19項（サービス時間に基づき固定額を請求する契約等で、請求する権利の金額で収益を認識している場合）に従って収益を認識している場合</td> <td></td> </tr> <tr> <td>以下のいずれかの条件を満たす変動対価 ① 売上高又は使用量に基づくロイヤリティ ② 収益基準第72項の要件（変動対価の配分）に従</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ➤ いずれの条件に該当するか ➤ 履行義務の内容 ➤ 残存する契約期間 ➤ 変動対価の概要（例えば、変動対価の内 </td> </tr> </tbody> </table>		No	注記事項	(1)	当期末時点で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額	(2)	上記（1）に従って注記した金額を、企業がいつ収益として認識すると見込んでいるのか、以下のいずれかの方法により注記する。 ① 残存履行義務の残存期間に最も適した期間による定量的情報を使用した方法 ② 定性的情報を使用した方法	(3)	顧客との契約から受け取る対価の額に取引価格に含まれない変動対価の額等、取引価格に含まれず、結果として上記の注記に含めていないものがある場合には、その旨を注記	注記不要の条件	追加の注記事項	当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である履行義務	<ul style="list-style-type: none"> ➤ いずれの条件に該当するか ➤ 履行義務の内容 	収益指針第19項（サービス時間に基づき固定額を請求する契約等で、請求する権利の金額で収益を認識している場合）に従って収益を認識している場合		以下のいずれかの条件を満たす変動対価 ① 売上高又は使用量に基づくロイヤリティ ② 収益基準第72項の要件（変動対価の配分）に従	<ul style="list-style-type: none"> ➤ いずれの条件に該当するか ➤ 履行義務の内容 ➤ 残存する契約期間 ➤ 変動対価の概要（例えば、変動対価の内 		
No	注記事項																				
(1)	当期末時点で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額																				
(2)	上記（1）に従って注記した金額を、企業がいつ収益として認識すると見込んでいるのか、以下のいずれかの方法により注記する。 ① 残存履行義務の残存期間に最も適した期間による定量的情報を使用した方法 ② 定性的情報を使用した方法																				
(3)	顧客との契約から受け取る対価の額に取引価格に含まれない変動対価の額等、取引価格に含まれず、結果として上記の注記に含めていないものがある場合には、その旨を注記																				
注記不要の条件	追加の注記事項																				
当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である履行義務	<ul style="list-style-type: none"> ➤ いずれの条件に該当するか ➤ 履行義務の内容 																				
収益指針第19項（サービス時間に基づき固定額を請求する契約等で、請求する権利の金額で収益を認識している場合）に従って収益を認識している場合																					
以下のいずれかの条件を満たす変動対価 ① 売上高又は使用量に基づくロイヤリティ ② 収益基準第72項の要件（変動対価の配分）に従	<ul style="list-style-type: none"> ➤ いずれの条件に該当するか ➤ 履行義務の内容 ➤ 残存する契約期間 ➤ 変動対価の概要（例えば、変動対価の内 																				

No	項目		チェック欄		
			YES	該当なし	
		って、完全に未充足の履行義務（又は収益基準第 32 項（2）に従って識別された単一の履行義務に含まれる 1 つの別個の財又はサービスのうち、完全に未充足の財又はサービス）に配分される変動対価	容及びその変動性がどのように解消されるか)		
8	収益認識に関する注記	開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については記載しないことができるが、検討したか。 【注記省略のポイント】 定量的な要因と定性的な要因の両方を考慮して判断する必要がある。			
9	収益認識に関する注記	収益認識に関する注記について、他の注記事項に含めて記載している場合、当該他の注記事項を参照しているか。			
10	その他	上記 1 から 8 の注記を記載するために、子会社からも情報を収集したか。			